

## 指定給水装置工事事業者様へ

今年度、複数の指定給水装置工事事業者から規定期日後に代表者変更等の届出がありました。

『事業所の名称及び所在、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更があった日から30日以内に企業長に提出しなければならない』事が、茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者規程で義務付けられております。再度ご確認いただき、遅れている場合は、早々に変更届を提出願います。

### 茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者規程

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に様式第4号の指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第10）に次の書類を添えて企業長に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2号の誓約書（施行規則様式第2）及び登記簿の謄本

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第5号の指定給水装置工事業者廃止・休止・再開届出書（施行規則様式第11）を企業長に提出しなければならない。

届出書（施行規則様式第11）を企業長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 企業長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各号の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による企業長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。